(令和6年9月18日病院長裁定)

## 旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療安全管理部要項(平成16年4月1日病院長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

	※下線部分は、改正箇所を示す。
改正後	現行
(略)	(略)
(リスクマネジャー)	(リスクマネジャー)
第8 各診療科等にリスクマネジャーを置く。	第8 各診療科等にリスクマネジャーを置く。
2 リスクマネジャーは、次に掲げる者をもって充てる。	2 リスクマネジャーは、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 病院長が指名する中央診療施設等の教授又は部長	(1) 病院長が指名する中央診療施設等の教授又は部長
(2) 各診療科の副科長	(2) 各診療科の副科長
(3) 中央診療施設等の副部長及び副センター長	(3) 中央診療施設等の副部長及び副センター長
(4) 副薬剤部長	(4) 副薬剤部長
(5) 副看護部長	(5) 副看護部長
(6) 看護師長	(6) 看護師長
(7) 経営企画課長	(7) 経営企画課長
(8) 医療支援課長	(8) 医療支援課長
<u>(9) 医事課長</u> (新設)	
3 前項第2号から <mark>第9号</mark> までの者が発令されていない場合には、当該	3 前項第2号から <mark>第8号</mark> までの者が発令されていない場合には,当該
部署のうちから病院長が指名する者をもって充てる。	部署のうちから病院長が指名する者をもって充てる。
4 (略)	4 (略)

(略)
(略)

<u>附 則</u>
<u>この要項は、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用する。</u>
【改正理由】
令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。